

# 石井琢朗選手

## 県民栄誉賞に続き市民栄誉賞!!



先月、2000本安打を達成した、佐野市出身のプロ野球選手、横浜ベイスターズの石井琢朗選手に市民栄誉賞が贈られることになりました。

石井選手の2000本安打に対して、県では、福田富一知事が「プロ野球の長い歴史のなかでも34人目という偉大な記録。県内の野球少年を始めとする数多くのスポーツを愛する方々の自信や励みとなった。県民とともに功績をたたえ、お祝いすることがふさわしい」として県民栄誉賞が贈られました。

佐野市では、実行委員会を組織して、市民をあげて応援しましたが、この快挙に対して、市として表彰をという声が高まり、新たに市民栄誉賞を創設し、石井選手に贈るものです。

佐野市の市民栄誉賞を贈るにあたり、岡部正英市長は「佐野市は、石井選手の2000本安打達成という偉業に対して、市民一同がその功績をたたえるにふさわしい顕彰方法を検討して参りました。石

井選手の成し遂げた業績は、長いプロ野球の歴史で34人目、本県では初というその重みを十分に受け止める「賞」ではなければならぬ」と考え、ここに「佐野市民栄誉賞」を新たに創設、第1号として石井選手を顕彰することいたしました。佐野市民一同、心よりお慶び申し上げますとともに今後とも市民の鑑としてますますのご活躍をお祈り申し上げます」と話しました。

石井選手は今回の決定を受け「地元佐野市の市民栄誉賞、しかも第1号ということで、とても名誉なことと光栄に思います。今日まで応援していただいた佐野市の皆さんに感謝しております。これを機に、佐野市の発展のため、そして子どもたちの目標、励みとなるよう努力していききたいと思えます」とコメントを寄せてくれました。

また、石井選手の両親菊次郎さんと栄子さんは「このたび、佐野市では「佐野市民栄誉賞」が新たに設けられ、その第1号に「琢朗」が浴することになったとお聞きし、親としては「うれしい」というより「本当にありがたい」との思いでいっぱいです。今日までご声援いただきました皆様方に心よりお礼申し上げます」と語ってくれました。

Info select

### 市有地を公売します

財産管理課

☎(20) 3050

市では公共的に利用計画のない市有地について、次のとおり、一般競争入札による売払いを行います。

物件番号	物件の所在 および数量など	予定価格 (最低売却価格)	入札の日時 ・会場など	現地 説明会日時
1	佐野市中町字六反636番地 4 地目 宅地 地積 300.97㎡	11,677,000 円	7月19日(水) 午後2時から (入札保証金締切 は午後1時50分) 市役所本庁舎 4階 大会議室A・B	7月13日(木) 午前 10時30分 ～11時30分
2	佐野市中町字六反636番地 5 地目 宅地 地積 278.00㎡	11,147,000 円		
3	佐野市中町字六反637番地 16 地目 宅地 地積 299.93㎡	10,257,000 円		
4	佐野市中町字六反637番地15 地目 宅地 地積 298.18㎡	10,197,000 円		
5	佐野市田沼町字元屋敷1282番地 4 地目 宅地 地積 405.61㎡	16,102,000 円		7月13日(木) 午後 1時30分 ～2時30分

皆さんの生活に関する HOT なニュースやイベントなどを紹介するコーナーです。

### Info select

## 監査委員を選任

監査委員事務局 ☎(20)3034

次の方が、6月16日付で監査委員に選任されました。一敬称略ー  
**監査委員**



寺内一夫

### Info select

## さのつこ子育て支援基金への寄附を募集しています

子育て支援課 ☎(20)3023

市の子育て支援事業の一つとして、さのつこ子育て支援金支給事業が始まりました。この事業は、篤志家からの寄附金を原資とするさのつこ子育て支援基金を財源としています。  
 未永くこの事業を継続し、次代を担う子どもの健全な育成を支援するために、皆さんからの寄附を募集しています。

### Info select

## さのつこ子育て支援金のお知らせ

子育て支援課 ☎(20)3023

佐野市民、そして佐野市にゆかりのある方から、佐野市の子育て支援事業に対し寄附金をいただき、この方々からの意向により、第3子以降の子の出産を祝う子育て支援金として支給することになりました。

この支援金は、第3子以降の子の出産をされた方、またはその配偶者に支給します。

▼対象となる子 平成18年4月1日以後に生まれた第3子以降の子

▼支給要件 住所要件、養育要件

などがありますので、詳細は子育て支援課へお問い合わせください

▼支援金の額 第3子以降の子1人につき20万円

▼申請に必要な物 申請者名義の通帳、または通帳の写し（郵便局以外）、印鑑

▼申請場所 子育て支援課子育て支援係、または総合窓口課（田沼・葛生庁舎）

▼申請期間 第3子以降の子の出産後3月経過した日から3月以内

### Info select

## 市営住宅の入居者募集

建築住宅課 ☎(61)1166

### ▼申込資格

- 市内にお住まい、またはお勤めの方
  - 税金などを滞納していない方
  - 同居する親族のいる方
  - 収入基準（年間世帯所得）を超えない方
- ▼申込方法 建築住宅課へお申し込みください

### ▼申込期間 7月10日（月）～21日（金）

なお、「募集のご案内」入居申込書一は、建築住宅課（田沼庁舎）、総合窓口課（本庁舎・葛生庁舎）で7月3日（月）から配布します  
 ※入居申し込みが募集戸数を超えた場合は、公開抽選により入居者を決定します

住宅名	完成年度	構造・住戸の型		家賃	募集戸数	備考
高萩	昭和63年	4階建	3DK	21,100～46,300円	2戸	
堀米	昭和62年	4階建	3DK	19,400～42,600円	1戸	
米山	平成6年	7階建	3DK	20,800～45,700円	1戸	
	平成4年	10階建	4DK	26,700～58,700円	1戸	5人以上の世帯に限る
石塚	昭和46～51年	5階建	3K	8,500～20,800円	9戸	風呂釜、浴槽なし
奈良淵	昭和53年	4階建	3DK	13,200～29,000円	2戸	風呂釜、浴槽なし
米山南	昭和57年	4階建	3DK	15,100～33,300円	1戸	
下田沼	平成11年	4階建	2LDK	18,400～40,400円	1戸	
吉水	平成3年	2階建	3LDK	19,700～43,200円	1戸	

○平成18年度の介護保険料

平成18年度から介護保険料は、旧佐野市、旧田沼町、旧葛生町の保険料が一本化されました。負担割合の変更や介護サービスの利用者の増加などにより、下表のとおりになりました。また、算定方法は、低所得者層への負担軽減を図るため、所得段階区分が6段階方式から7段階方式に変わりました。○特別徴収の対象者（年金からあらかじめ保険料を納める方）が拡大されました

老齢・退職年金受給者に加えて、遺族年金、障害年金受給者（年額18万円以上受給している方）が平成18年10月から特別徴収の対象になります。

○7月14日に平成18年度の納入通知書を郵送します  
納期限は7月から翌年2月までの毎月末になります。納期限内にきちんと納めましょう。納付は納め忘れの心配のない口座振替が便利です。災害などの特別な事情で納期限までに納付が困難な場合はお早めに介護保険課へご相談ください。

※詳しくは、介護保険課介護保険料係へお問い合わせください

### ■平成18年度所得段階別区分・保険料（年額）

所得段階	対象者	金額(円)	
第1段階	生活保護を受けている方 老齢福祉年金を受けている方で世帯全員が住民税非課税の方	18,400	
第2段階	世帯全員が住民税非課税の方で、前年の公的年金などの収入金額と合計所得金額の合計額が80万円以下の方	18,400	
第3段階	世帯全員が住民税非課税の方で、前年の公的年金などの収入金額と合計所得金額の合計額が80万円を超える方	32,200	
第4段階 (基準額)	本人は住民税非課税だが、世帯員内に住民課税者がいる方  税制改正による激変緩和措置対象者	第1段階からの対象者	27,600
		第2段階からの対象者	27,600
		第3段階からの対象者	36,800
第5段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が200万円未満の方  税制改正による激変緩和措置対象者	第1段階からの対象者	59,900
		第2段階からの対象者	32,200
		第3段階からの対象者	41,500
		第4段階からの対象者	50,700
第6段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上500万円未満の方	73,700	
第7段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が500万円以上の方	85,300	

※合計所得金額 収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額（扶養控除や医療費控除等の所得控除をする前の金額）

※激変緩和措置対象者 平成15年1月2日以前に生まれた方で、税制改正（高齢者の前年合計所得が125万以下非課税措置の廃止）の影響により保険料の所得段階が上がる方（⇒税制改正の影響による保険料負担の急激な増加を緩和するため、本来の保険料額よりも軽減されます）



・点字受験希望者には、点字受験者用申込書を無料で郵送します  
※詳しくは、とちぎ健康福祉協会介護支援専門員実務研修受講試験担当（☎028165015587）へお問い合わせください

▼日時 10月22日(日) 午前10時～正午（試験時間は、解答免除などの状況により異なります）  
▼会場 第1会場 宇都宮短期大学付属高等学校（宇都宮市）、第2会場 とちぎ健康の森（宇都宮市）

▼申込書の配布期間・場所 7月11日(火)～8月10日(木) 介護保険課、総合窓口課（田沼、葛生庁舎）、安足健康福祉センターなど平日のみ。とちぎ健康福祉協会管理課、とちぎ健康の森総合受付（土・日曜日、祝日も配布）

平成17年度情報公開、個人情報保護制度の運用状況

法務文書課 ☎(20)3055

総合ボランティアセンター  
運営委員の募集

市民活動促進課 ☎(61)1157

■情報公開、個人情報保護制度の  
あらまし

情報公開制度は、市の保有する  
情報を公開し、行政の諸活動を市  
民に説明する責務を果たすこと  
により、開かれた行政を確立しよ  
うとするものです。

公開請求は、誰でも行うことが  
でき、個人の権利利益を保護する  
など、一定の理由に該当する場合  
を除いて原則公開します。

個人情報保護制度は、個人の権  
利利益を保護するため、市の保有  
する個人情報の適正な取扱いを定  
めるとともに、個人情報の開示、  
訂正などを求めることができるも  
のです。

個人情報の開示、訂正などの請  
求は、原則としてその個人情報の  
本人のみが行うことができ、法令  
などによって開示できないとされ  
ているなど、一定の理由に該当す

る場合を除いて原則開示します。  
情報公開、個人情報保護制度の  
実施状況の詳細は、本庁舎1階  
「情報公開窓口」において閲覧す  
ることができません。  
また、ホームページ (<http://www.city.sano.lg.jp/topics/info/info6060.html>) からご覧いただけます。  
※詳しくは、法務文書課へお問い合わせください

■情報公開制度

(単位：件)

区分	請求 件数	決定内容			
		公開	一部 公開	非 公開	H18年度 で決定
市長	41	21	10	8	2
教育委員会	10	8	1	1	0
議会	2	2	0	0	0

一部公開、非公開の理由の内訳 (単位：件)

個人に関する情報	8
法人などに関する情報	5
行政執行情報	2
文書不存在	9

※1件の請求に対して複数の理由があり得ますので、  
件数の合計は、一部公開、非公開の合計とは一致しない  
ことがあります。また、決定に対する不服申し立てはあり  
ませんでした。

■個人情報保護制度 (開示請求分)

区分	請求件数	決定内容		
		開示	一部開示	不開示
市長	43	40	1	2
教育委員会	1	0	1	0
水道事業	1	0	1	0

一部開示、不開示の理由の内訳 (単位：件)

第三者に関する情報	3
文書不存在	2

※1件の請求に対して複数の理由があり得ますので、  
件数の合計は、一部開示、不開示の合計とは一致しない  
ことがあります。また、個人情報の訂正、削除、中止の  
請求、決定に対する不服申し立てはありませんでした。



総合ボランティアセンター

- 市では、総合ボランティアセン  
ターの公平かつ適正な運営を図る  
ため運営委員を次のとおり募集し  
ます。
- ▼対象 市内にお住まいで、ボラ  
ンティア活動や市民活動を実践  
する方、または関心のある方
- ▼募集人数 1人
- ▼任期 2年間
- ▼申込方法 任意の用紙に住所、  
氏名、年齢、性別、職業、電話  
番号、応募動機(400字以内)  
を記入のうえ、市民活動促進課  
へ直接、郵送(〒327-103  
98 佐野市田沼町974番地  
1)、FAX(0255515)、電  
子メール(siminkatdou@city.  
sano.lg.jp)で提出してください
- ▼申込期限 7月20日(木)まで